

天王山・淀川 歴史と文化 うるおいのあるまち

広報 おおやまざき

6

2014(平成26)年

ママといっしょにチャレンジ!

【12ページ『みんなで遊ぼう! スマイルプレイス』より】

今月の主な内容

- 国民健康保険のお知らせ P 2
- 臨時福祉給付金ならびに子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ P 4
- 情報公開・個人情報保護制度 P 6
- “助け愛隊”サポーター養成講座の参加者を募集します P 7
- 地域介護予防活動支援事業のお知らせ P 7
- 第15回 公サ連まつり P 8
- KDDIと龍谷大学が天王山でボランティア活動を行いました P 9

vol.557

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

国民健康保険のお知らせ

6月中旬に国民健康保険税の通知書を送ります

問・相談 健康課保険医療係
☎ 956-2101 (内127)

納付期限までに必ずお支払いください！

○平成26年度の主な変更点…税率の改定

納付義務者は世帯主

世帯主が国保に加入していても、世帯の中に国保の加入者がいる場合、納付義務者は世帯主になります。国保税は世帯単位で計算し、世帯主あてに納付の通知書を送ります。

国保税の納め方は2種類

①年金天引き…世帯主と国保加入者全員が65歳～74歳の世帯の場合

原則として年6回、年金支給時に天引きで納付していただきます(特別徴収)。ただし、次の①～③の場合には例外的に、口座振替または納付書払いに変更します。

- ①基礎年金額が18万円未満の場合や、国保税額と介護保険料を合わせた額が基礎年金額の1/2を超える場合(手続きは不要)
- ②年度途中で64歳以下の方が国保に加入した場合や、所得変更などで国保税額が変更となつ

た場合(手続きは不要)
③国保税の滞納などがない方で、年金天引きから口座振替に変更を希望する場合(要申請。詳しくは要問合せ)

②口座振替または納付書払い…そのほかの世帯

6月～翌3月までの10回に分けて納付していただきます(普通徴収)。納め忘れを防ぎ、金融機関などへ出向く手間を省ける、口座振替がおススメです。口座振替への変更は各金融機関で手続きできます。(通帳と銀行印をお持ちください)
※年度の途中で国保加入者全員が65歳になる場合などは、途中で年金天引きに変更することがあります

【口座振替取扱金融機関】

- ▼京都銀行 ▼京都中央農業協同組合 ▼みずほ銀行 ▼りそな銀行 ▼池田泉州銀行 ▼関西アーバン銀行 ▼京都信用金庫 ▼京都中央信用金庫 ▼近畿労働金庫 ▼ゆうちょ銀行・郵便局

国保税の軽減措置

長引く経済不況などを踏まえて、国保税の各種軽減措置をしています。

※次の各種軽減措置は、国保加入者(75歳未満)の方が対象です。後期高齢者医療保険加入者(75歳以上)の方は対象となりません

①所得が少ない世帯の国保税軽減(申請不要)

所得が少ない世帯は、一定の条件のもとで均等割分と平等割分の国保税を軽減しています。ただし、この軽減は所得の申告をしていない方には適用できません。所得がない方でも、確定申告をしていない方は、「地方税申告」をする必要があります。

※所得がなく税法上の扶養親族に該当する方や、公的年金などによる収入が400万円以下で一定の要件を満たす場合は、確定申告をしていない方も「地方税申告」は不要です

②国保から後期高齢者医療保険に移行した方がいる場合の軽減(申請不要)

国保加入者が75歳になり後期高齢者医療保険に移行して、その世帯に引き続き国保加入者がいる場合は、国保加入者の国保税のうち平等割分を5年間は1/2軽減。6年～8年目は1/4を軽減。

③社会保険→後期高齢者医療保険のときは申請を！

社会保険加入者が後期高齢者医療保険に移行し、その被扶養者である65歳以上の方が国保に加入する場合、軽減が適用されます。(届出が必要)

④倒産、解雇などで離職した方は申請を！

倒産、解雇、雇止めなど事業主の都合(非自発的理由)で離職した場合、国保税などが軽減される場合があります。(届出が必要)

【軽減の対象者】

次の要件すべてに該当する方

- ①平成21年3月31日以降に離職した
 - ②離職日に65歳未満だった
 - ③事業主の都合または雇止めで離職した(※1)
- (※1)雇用保険受給資格者証の離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する方

⑤生活が著しく困難になった方への減免制度

次の要件に該当する方は減免の対象となる場合がありますので、納期限までにご相談ください。

- ①震災、風水害などの災害を受けた方
- ②2級以上の身体障がい者手帳を持っている、一定所得以下の方
- ③恩給法戦傷病者手帳または被爆者健康手帳を持っている、一定所得以下の方

⑥ご相談ください

倒産で所得が著しく減少するなど国保税の納付が困難となった場合、滞納したままにせずに必ずご相談ください。分納など状況にあわせた対応ができる場合があります。

⑦国保税を滞納するときは…

特別な理由がなく国保税を滞納している場合、保険証の返還、短期の保険証または資格証明書の交付、滞納処分(財産の差し押さえなど)の措置を受けることがあります。

国保税の計算方法

世帯ごとの収入、加入者数を左表にあてはめて年税額を算出しています。年度の途中で加入や脱退があった場合は、年税額を月割で再計算します。なお、今年度は資産割の廃止など、税率が改定されました。

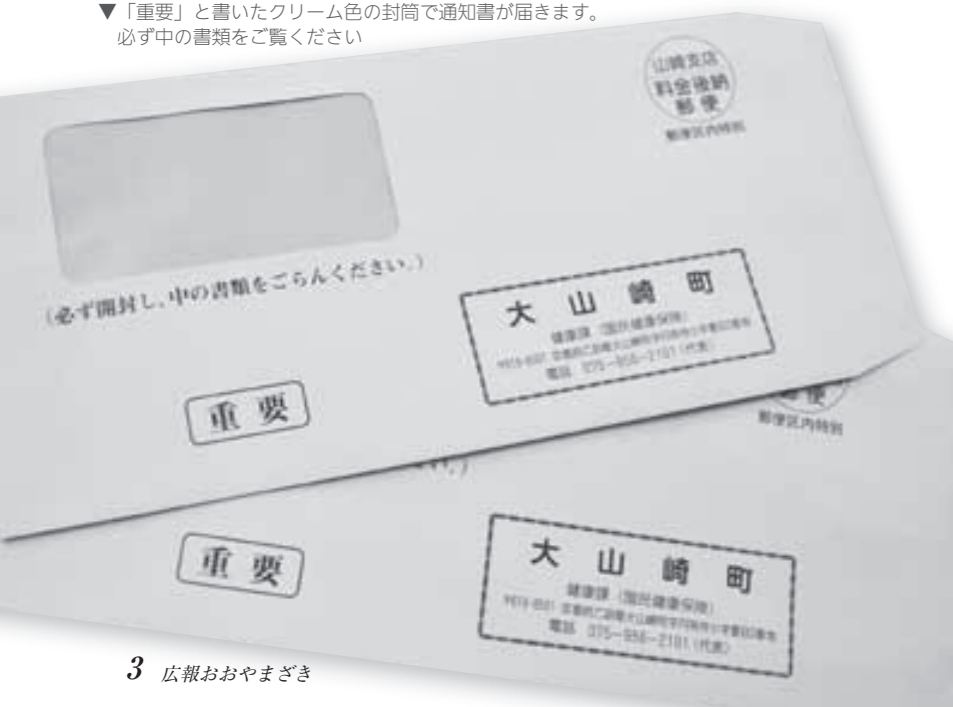
課税区分	課税対象	税率等		
		医療分	介護分 (40歳～64歳の方のみ)	支援金分
所得割	加入者の前年中所得金額	7.4%	2.0%	1.8%
均等割	加入者1人あたり定額	24,000円	9,500円	7,000円
平等割	加入1世帯あたり定額	21,000円	5,500円	5,000円
限度額	超過分は切り捨て	510,000円	140,000円	160,000円

就職などで社会保険に加入した方は届出を！

社会保険への移行手続きをしないと、国保税がかかり続けます。社会保険に加入した方は、社会保険と国保の保険証を持って、役場へ手続きに来てください。

また、社会保険加入手続き後に国保の保険証を使って診療を受けた場合、医療費を返還していただきます。

▼「重要」と書いたクリーム色の封筒で通知書が届きます。必ず中の書類をご覧ください



7月15日申請受付開始

臨時福祉給付金 ならびに 子育て世帯臨時特例給付金の お知らせ

平成26年4月の消費税引き上げに伴い、所得の低い方々や子育て世帯への負担を緩和するために、暫定的、臨時的な措置として【臨時福祉給付金】と【子育て世帯臨時特例給付金】の支給を実施します。

給付金は、平成26年1月1日時点で住民票のある市町村から支給されますが、支給を受けるためには申請が必要となります。

臨時福祉給付金

支給対象者Ⅱ基準日(平成26年1月1日)時点で、以下の要件すべてに該当する方

①住民基本台帳に記録されている。
②平成26年度の町民税(均等割)が課税されない、また市町村民税が課税される方に扶養されていない。

③生活保護制度などの被保護者となっていない。

支給額Ⅱ対象者1人につき1万円

※支給対象者のうち▼老齢基礎年金

▼障害基礎年金▼遺族基礎年金▼

児童扶養手当▼特別児童扶養手当

▼特別障害者手当など一定の年金や手当を受給している方は5千円が加算されます。なお、複数の年金や手当を受給していても、加算額は1人につき5千円が上限となります

申請方法Ⅱ平成26年度町民税(均等割)

非課税世帯と平成25年中の所得が未申告の世帯には、住民税課が送付する「平成26年度町民税(均等割)が課税されないことの確認のお知らせ」に申請書類を同封します。申請書に必要事項を記入、押印のうえ、必要書類を添付して同封の返信用封筒で返送してください。申請書類を



持参する場合は、9月30日頃まで役場1階福祉課(7番窓口)横の第1会議室で受け付けます。以降は、福祉課(7番窓口)で受け付けます。なお、申請期間を過ぎると受給できませんのでご注意ください。

※1人でも課税者がいる世帯にはこのお知らせは届きません。課税世帯の方で給付金の対象になると思

う方は、町内公共施設や町ホームページから申請書入手して申請してください

申請期間Ⅱ7月15日頃～平成27年1月15日頃(消印有効)

給付方法Ⅱ原則は口座振込

給付時期Ⅱ8月下旬以降

※申請書類受付から給付までは最大約2カ月を見込んでいます

＜配偶者からの暴力を理由に避難している方へ＞

配偶者からの暴力を理由に避難している方およびその同伴者であつて、事情により基準日(平成26年1月1日)時点で住民票を移すことができない方で、一定の要件を満たす方は、今実際にお住まいの市町村に申し出ていただくことにより、実際にお住まいの市区町村で給付申

子育て世帯臨時特例給付金



支給対象者Ⅱ基準日(平成26年1月1日)において、以下の要件すべてに該当する方

①平成26年1月分の児童手当(特別給付を含む)受給者。

②平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない。

③臨時福祉給付金の対象者でない。

④生活保護制度の被保護者でない。

支給額Ⅱ対象児童1人につき1万円
※対象となる児童は、平成26年1月分の特例給付を含む児童手当の対象となる児童(平成26年1月1日に生まれた児童を含む)

申請方法Ⅱ前記の要件①に該当する方(転出された方も含む)に郵送で申請書類を送付します。自身が臨時福祉給付金の対象でないことを確認のうえ、申請書に必要事項を記入、押印し、同封の返信用封筒で返送してください。申請書類を持参される方は、9月30日頃まで役場1階福祉課(7番窓口)横の第1会議室で受け付けます。以降は、福祉課(7番窓口)で受け付けます。なお、申請期間を過ぎると受給できませんのでご注意ください。

申請期間Ⅱ7月15日頃～平成27年1月15日頃(消印有効)

給付方法Ⅱ原則は口座振込
給付時期Ⅱ8月下旬以降
※申請書類受付から給付までは最大約2カ月を見込んでいます

＜公務員の方へ＞

公務員の方で、所属する官庁において児童手当が支給され、「子育て世帯臨時特例給付金」の支給要件を満たす場合は、平成26年1月1日時点で住民票のある市町村から支給されます。

勤務先から「申請書」および「児童手当(特例給付)受給状況証明書」が配布されますので、申請期間内に提出してください。

請を行うことができます。

※申出時よりも前に配偶者等が代理申請を行っている場合は、上記の措置を受けることができない場合があります

※臨時福祉給付金の支給申請手続は、この申出とは別に行う必要があります

詐欺にご注意を！

「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」を装った振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

- 市町村や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

●現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。

●ご自宅や職場に市町村や厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わずお住まいの市町村や、最寄りの警察署または警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

問(面給付金共通)Ⅱ

●厚生労働省相談窓口(専用ダイヤル)

☎0570-037-192(平日午前9時～午後6時)

●町給付金担当 ☎956-2101(内174)

(6月2日降の平日午前8時30分～午後5時15分)

※昼休みを除く

平成25年度の利用状況

情報公開・個人情報保護制度

情報公開制度

本町では、「開かれた町政」を推進するために、情報公開条例に基づき、町が保有する公文書の公開を行っています。公開を希望する方は、役場3階政策総務課企画調整係(32番窓口)で情報公開請求をしてください。

AQ 誰でも請求できるの？
はい。誰でも請求できます。

AQ どんな情報も公開されるの？
いいえ。特定の個人に関する情報や、公正な行政運営に支障をおよぼすおそれのある情報などは公開されません。また、そもそも該当する文書が存在しない場合は、公開することができません。

AQ 請求してから、どれくらいで公開・非公開が決定されるの？
請求書が提出された日から15日以内です。ただし、特別な場合は60日を限度として延長されることがあります。

AQ 決定に不服があった場合は？
決定を知った日の翌日から60日以内であれば、不服申し立てをすることができます。申し立てに対しては、公平な立場の第三者機関である「大山崎町情報公開審査会」の意見を尊重して回答します。

個人情報保護制度

個人情報保護条例に基づき、町が保有する自己の個人情報の開示を求めることができます。例えば、「私の介護保険認定調査票をみせてほしい」と請求することができます。

AQ どんな場合でも開示されるの？
いいえ。ほかの人に関する情報が分かる場合や、開示することによって公正な行政運営に支障を及ぼす恐れのある情報などは開示されません。

情報公開制度運用状況 (平成26年3月末現在)

実施機関	請求件数	決定区分						不服申し立て
		公開	部分公開	非公開	文書不存在	請求拒否	取下げ	
町長	5	1	4					
教育委員会								
選挙管理委員会								
公平委員会								
監査委員								
固定資産評価審査委員会								
農業委員会								
水道事業管理者	1	1						
議会	3	2	1					
合計	9	4	5	0	0	0	0	0

※空欄は、0を表します

個人情報保護制度運用状況 (平成26年3月末現在)

実施機関	請求件数	決定区分				不服申し立て
		開示	部分開示	不開示	文書不存在	
町長	4	4				
教育委員会						
選挙管理委員会						
公平委員会						
監査委員						
固定資産評価審査委員会						
農業委員会						
水道事業管理者						
議会						
合計	4	4	0	0	0	0

※空欄は、0を表します

○情報公開請求書は役場3階政策総務課(32番窓口)に置いています。
○会議録をホームページ上で公開しました。今期分から大山崎町個人情報保護運営審議会、大山崎町情報公開審査会・個人情報保護審査会の会議録を町ホームページ上で公開しています。また、今までどおり、役場庁舎1階情報コーナーでも閲覧できます。

自らの健康維持に、交流の輪作りに 助け愛隊サポーター養成講座 の参加者を募集します

いつまでもいきいきとした生活を送るために、地域の皆さんと一緒に気軽に楽しく介護予防について学びませんか？
ところⅡ中央公民館
定員Ⅱ40人(先着順)
対象Ⅱ町内に在住または在勤の、第1回〜第5回のうち1つ以上と第6回に参加できる、次のいずれかの要件にあてはまる方。
要件
①介護予防や健康に関心がある。
②地域での介護予防活動など、ボランティア活動に取り組みたい。

講師Ⅱ武田卓也さん(大阪人間科学大学医療福祉学科介護福祉専攻准教授)ほか、地域包括支援センター職員、町職員
申込方法Ⅱ6月1日回から電話で左記申し込み先まで。
申込先Ⅱ中央公民館
☎957-1421
☎957-1421
問Ⅱ健康課高齢介護係(内149)

	とき	内容
第1回	6月21日 日 13:30～15:30	「知ろう！ 介護予防」 「手軽な運動と腰痛予防で健康づくり」
第2回	6月24日 火 13:30～15:00	「認知症予防はまず知ることから!!」
第3回	7月4日 金 13:30～15:30	「知ろう！ 介護予防」 「いきいき元気はバランスの良い食事から」
第4回	7月8日 火 13:30～15:30	「知ろう！ 介護予防」 「心と身体を元気にする入浴と快眠の極意」
第5回	7月11日 金 13:30～15:00	「健口は心と体の良循環!! ～口腔ケアについて～」
第6回	7月12日 土 13:30～15:00	「学ぼう！ 地域づくりのための初めの一步」 ※講座終了後(15:00～)に受講者同士の交流会を行います!

※第1回、第3回、第4回の「知ろう！ 介護予防」は同じ内容です。

「助け愛隊」サポーターとは
自らの介護予防や健康づくりとともに、若い人から高齢者まで地域の皆さんと一緒に取り組む、地域の支えあいに協力してもらえ人のことです!

介護予防に取り組む自主活動団体に活動費用の助成を行います 地域介護予防活動支援事業のお知らせ

詳しくは社会福祉協議会(以下社協)までお問い合わせください。

【対象】
以下のすべてに当てはまる団体
①65歳以上の町民が団体構成員、活動参加者あわせて5人以上参加している。

②介護予防に関する▼健康体操▼趣味、創作活動▼レクリエーション
▼介護予防の啓発▼高齢者に自立生活を支援する活動のいずれかの事業を行っている。
※町や社協から助成を受けている事業や活動は除く

③町が実施している「助け愛隊」サポーター養成講座(上記参照)を受講済みの方、または今年度の受講予定者が3人以上在籍している。

④活動回数が平成26年4月〜平成27年1月で8回以上、1回あたりの参加者が5人以上いる。

【活動支援金助成】
上限10,000円(二団体)

【研修参加費用助成】
活動支援金助成を受けた団体には、対象の活動に係る研修費用の一部を助成します。
上限10,000円(二団体)

問Ⅱ社会福祉協議会
☎957-14100
☎954-4400



KDDIと龍谷大学が 天王山でボランティア活動を行いました

「天王山周辺森林整備推進協議会とは？」
天王山の森林整備を進めるために、大山崎町・島本町・京都府・大阪府と各自治体にあるボランティア団体が集まり構成された会です。

問II 経済環境課
☎956-2101 (内255)

4月26日(土) 天王山の酒解神社で、電話会社であるKDDIの社員とその家族100人と、龍谷大学の学生10人が森林整備活動を行いました。
天王山は、全体の40パーセントが放置竹林や拡大竹林で覆われる山。そのため、天王山周辺森林整備推進協議会では、本来の里山としての景観をとり戻すための取り組みを8年前から継続的に行ってきました。この活動に賛同をしたKDDIと龍谷大学が、毎年放置竹林の整備を行ってまいります。
今回は、タケノコ掘りやタケノコのけり倒しなどが主な活動内容。竹になり、竹林の拡大へつながってしまう前に、タケノコを収穫してしまおうという活動です。今回は110人の力で、たくさんタケノコを収穫することができました。

▼収穫したタケノコは各自家に持ち帰り、おいしいタケノコ料理を楽しみました。



▼タケノコ掘り以外にも、竹を使ったさまざまな取り組みを行いました。



当日のプログラム

- 竹の伐採
- 「自然保護啓発プレート」の取付
- タケノコ掘り
- タケノコのけり倒し
- など

第15回 公サ連まつり

問・協賛＝中央公民館
☎957-1421

6月7日(土) 8日(日)

中央公民館で活動するサークルの皆さんが、日ごろの練習の成果を披露します。普段公民館活動に参加していない方も自由に見学できます。
※見学無料、申込不要
主催＝大山崎町公民館サークル連絡協議会



写真は昨年の公サ連まつりのようす

展示場所一覧

本館		
2階	講座室	日曜画家の会
	会議室	大山崎洋蘭会
	和室	なつめ会・茶道サークル(7日のみ)
1階	実習室	トールペインティング PCメゾン
	ロビー	桂会(書道)

別館		
2階	第1研修室	大山崎町絵画サークル
	和室	着物と作法を知る会
	ロビー	
1階	料理講習室	男の料理サークル
	ロビー	

舞台発表プログラム 会場はいずれも本館1階ホール

7日(土)	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:30	16:00
	開会式	三絃を楽しむ会	エコーおとくに	大正琴サークル	休憩	リズムダンス	民謡サークルみやび	朗読オアシス	夏目吟友会 天王山吟詩会 剣・扇舞の会	メレフラハラウ		

8日(日)	9:45	10:30	11:00	12:00	12:15	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:45	16:00
	大山崎中学校吹奏楽部	KO鼓KO	詩吟愛好会 詩吟小倉サークル	フォークダンスサークル	休憩	ナツメロサークル	昔懐かしい歌を楽しむ会	和太鼓つくどん	社交ダンスサークルドリーム ダンスサークルラビット	オルケスタ山崎	閉会式	